

よくある問い合わせ

Q1 保育所等の見学をするにはどうすればよいですか？

A1 保育所等に直接電話で御連絡いただき、日時をお約束の上お出掛けください。

なお、一部施設については電子で見学予約ができます。右記の QR コードを御参照ください。



Q2 保育所等に入所する際に必要となる制服や準備用品等の詳しい内容を教えてください。

A2 入所にあたり御用意いただくものは、保育所等ごとに異なります。通常は入所決定後、保育所等から御案内がいきますが、事前に詳しい話をお聞きになりたい場合は、利用を希望される保育所等にお問い合わせください。

Q3 慣らし保育の期間はどのくらいですか？

A3 慣らし保育の期間は保育所ごとに異なり、おおむね1週間から3週間程度です。慣らし保育終了後、通常保育が開始されます(慣らし保育は、保育短時間認定とは異なります)。転園の場合も、慣らし保育はあります。

Q4 食物アレルギーがあるため、除去食などの対応をしてもらうことはできますか？

A4 食物アレルギーに対する除去食については、原因となる食材料が不特定である場合や、多種類にわたる場合などには対応できないことがあります。かかりつけの医師にも御相談の上、申込み前に必ず利用を希望する全ての保育所等に受入れ可否の確認をしてください。

※食物アレルギー以外にも、宗教上の理由から除去食などの対応が必要な場合や、身体障害者手帳や愛の手帳などの交付を受けている場合、既往症がある場合等にも、利用を希望する保育所等に必ず受入れ可否の確認をしてください。

Q5 小規模保育事業、家庭的保育事業に入所すると3歳児クラス以降はどうなりますか？

A5 基本的には連携保育所へ進級します。連携先以外の保育所等を希望する場合は、再度新規申し込みが必要となります。条件によっては利用調整の際に加点がされます。詳しくはこども育成課へお問い合わせください。

Q6 毎月の保育料および副食費(給食費のうち、おかずやおやつ代)はいくらですか？

A6 令和7年9月から、保育料は無料となりました。

また、副食費に対する補助を令和7年度から月額上限4,900円に拡充したため、副食費についても原則保護者負担は発生しません。ただし、施設が定める副食費が4,900円を超える場合は、市の補助額を差し引いた金額は自己負担となります。

なお、保護者の市区町村民税情報が確認できない場合、引き続き税申告および収入・税金に関する資料の提出を求める場合があります。

Q7 保育所等は、長期間(里帰り出産を含む)欠席していてもいいですか？

A7 保育所等は保護者の方が仕事や出産、介護等の理由で保育を必要とする状態にある児童について、保護者に代わって保育を行う施設です。そのため、長期間(里帰り出産を含む)の欠席は、自宅でお子さんの保育ができるものと考えられますので退園となります。特段の御事情がある場合は、一度御相談ください。

Q8 保育所等では、子どもの体温が何度以上になると預かってもらえないのですか？また、保育中に発熱したときには、お迎えに行かなくてはならないのですか？

A8 お子さんをお預かりできる体温の基準、保護者の方にお迎えをお願いする発熱の基準は保育所ごとに異なります。また、保育中に発熱した場合はお子さんの症状によってお迎えをお願いすることがあります。詳しくは、各保育所等にお問い合わせください。
※平熱が高いお子さんは、事前に医師の診断を伝える等の対応をお願いします。

Q9 希望施設は空きのある施設を上位に入れた方が入りやすくなりますか？

A9 希望施設は通いたい順番に、通える範囲の施設を御記入ください。基準点により選考しているため、空きのある施設を上位に希望しても選考上、有利になるということではありません。また、空きのない施設を希望した場合でも、選考において転園者がいれば、入所できることもあります。なお、希望できる数は各事業(認可保育所・認定こども園・小規模保育事業・家庭的保育事業)ごとに3つまでです。

Q10 入所できなかった場合は、毎月申込みが必要となりますか？

A10 一度お申込みいただくと、取下げがない場合は年度内に限り毎月の選考対象となります。保育の必要がなくなった場合は、速やかに取下げ手続きをしていただきますようお願いいたします。

Q11 育児休業給付金延長の手続きをする際に必要な入所保留通知はどのように発行されますか？

A11 保育所等の入所申込みをしていただき、入所が決まらなかった場合に「保育所等利用調整結果通知書(保留)」を送付します。また、保留となった場合の通知は初回のみとなりますので、翌月以降も通知が必要な場合は、その都度こども育成課の窓口で申請してください。申込みの取下げ手続きをされますと、それ以降の選考についての保留通知は発行されませんので御注意ください。

Q12 入所の申込みができるのは、市役所の窓口のみですか？

A12 窓口での手続きのほか、電子および郵送での申請が可能です。詳細は「P6 入所申込みから入所までの流れ〈各種申込み方法〉」を御確認ください。

その他御不明な点等ございましたら、お気軽にこども育成課へお問い合わせください。